

◆家族編

認知症の方がいなくなったら

(1) 家の中や周辺を探す。

(2) 家の中や周辺を探し、見つからない場合は、家族だけで
捜索せず、できる限り早く警察に通報する。

★ 時間が経つほど行動範囲が広がり、通報の遅れが生存率に関わる。

★ 警察は通常の捜索の他、にいがたポリス
(新潟県警察公式アプリ) で情報提供します。



にいがたポリス
のダウンロード
はこちらから

(3) 民生委員※¹や自治会長、福祉関係者※²などに協力を求
める。

★ 区役所はハートメールでの周知、出張所は地域によっては防災無線が
活用可能。

★ 福祉関係者は、各関係機関に情報を拡散、協力の呼びかけなどが可能
な場合があります。

もしもに備えて

(例1) のように、別添【様式1】を参考に必要な情報を記
載した緊急連絡先などを用意しておきます。

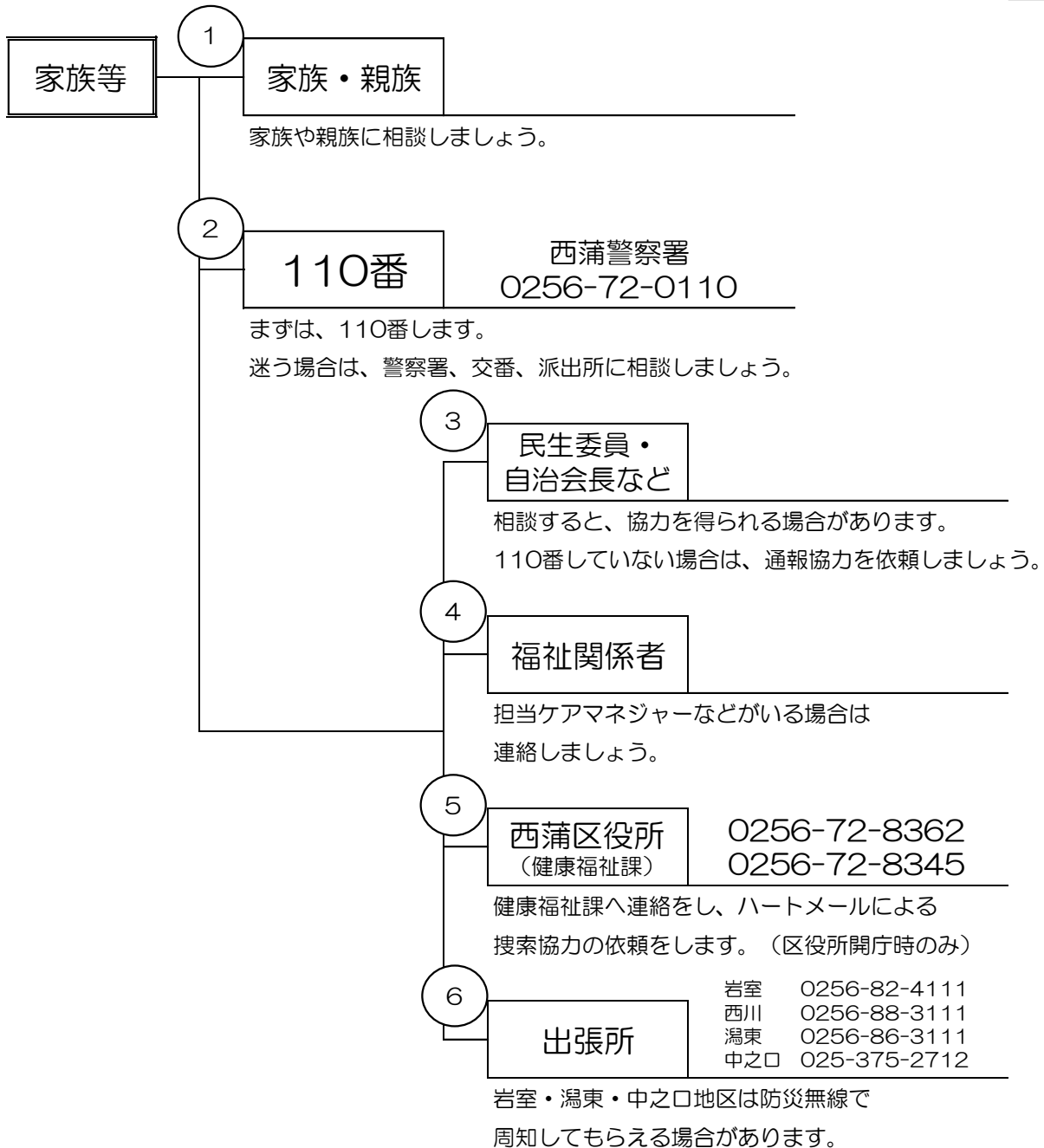
(1) 行方不明になる危険性が予測される場合は、あらかじめ
警察、民生委員、自治会長、地域住民などに情報を伝え
ておく。

(2) 伝える内容、伝えてほしい範囲を明確にして、個人情報
が悪用されないよう注意する。そのため、普段からコミ
ュニケーションを図り、関係性を築いておく。

★ 福祉関係者は、個人情報に関する守秘義務があり、一般の地域住民
などに情報を伝える際は、特に注意が必要。

(3) 認知症の方はいつ症状が変わるかわからないので、普段から顔写真などをスマートフォンで撮影しておき、その日の服装なども気にかけるようにしておく。

(例1)【様式1】有事の相談・連絡手順(家族編用)



※1 正しくは民生委員・児童委員。わかりやすくするため民生委員と表現。

※2 西蒲区役所(健康福祉課)、西蒲区社会福祉協議会、地域包括支援センター、支え合いのしくみづくり推進員、福祉施設など。